相　談　票

・本相談票は、建築基準法等の解釈について確認するものであり、設計内容の適否を判断するものではありません。

・「※」は必須項目になります。記載・添付されていない場合、回答いたしかねます。

・相談内容の回答には２週間以上かかる場合があります。時間に余裕を持って相談してください。

※受付日	令和　　年　　月　　日
相談者　会社名	
※住　所	
※氏　名	
※連絡先	
※資　格	☐ 建築士　☐ 宅建士　☐ その他（　　）
※申請書提出先	☐ 北部土木事務所　☐ 民間審査機関　☐ その他
※対象敷地 （地名地番まで）	
※用途地域	
※主要用途	
※構造・階数	
※添付資料	判断に必要な配置図、平面図、断面図、求積図、根拠資料等を添付してください。 資料不足の場合は回答できません。

※相　談　内　容
（例：法第〇条第〇項における「〇〇」の解釈について、今回の計画（別紙図面参照）では△△という扱いになると考えてよいか。）

※根　拠　条　文
（関連する法令、告示、条例の条数などを必ず記載してください）

※相談者の見解
（上記の条文および文献等を調査した結果、あなたがどのように判断したか記載してください）